

令和9年度 就学援助制度のお知らせ(入学前新規)

京都市では、お子さんが市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費等を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を希望される方は、**令和8年1月17日(火)までに、入学予定の市立小学校へ申込書等をご持参ください。**今回申請された方は入学後の申請は必要ありません。

※なお、発熱等の体調不良により、期日までに提出することが難しい場合は、学校に電話で連絡し、相談してください。

1 「新入学学用品費」の入学前の支給について

ご入学の際の学用品の購入経費として活用いただくため、「新入学学用品費」は入学前に支給しています。入学後も申請はできますが、「新入学学用品費」の支給は5月以降になります。

なお、5月15日までに申請されないと「新入学学用品費」は支給されません。

支給額 64,300円 (令和8年度の支給額)
支給日 令和9年3月上旬～中旬 (予定)



次の①、②に該当する可能性がある方は、「新入学学用品費」が対象外となるため、入学前の申請を行わないでください。受給された場合は、返金していただくことになります。

- ①他の制度により、同趣旨の支給を受けられる方（生活保護制度による入学準備金、里親の方や母子生活支援施設における入進学支度金など）
- ②私立・国立・総合支援学校等への入学や他都市転出等により、京都市立小学校に入学されない方

2 就学援助を受けられる方

(表1) 次の①～⑥のいずれかに該当する方

申込理由	申込に必要な書類
生活保護を受けている方 ① 教育扶助 受給 ② 教育扶助 非受給	入学前支給は対象外です。 就学援助は入学後にお申込みください。
③ 令和8年4月1日以降に生活保護が停止 又は廃止となった方（世帯変更の場合を除く）	- 就学援助申込書（様式A） - 就学援助に係るマイナンバー申告書（※3） - 振込口座の通帳等、口座情報のわかるものの写し（各学校指定の金融機関を学校に確認ください） - 申請者のマイナンバーが確認できる書類（提示のみ※4）
④ 児童扶養手当を受給中の方（※1）	
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方（所得要件あり）（※2）	
⑥ その他特別な事情がある方（火災、地震、水害等不慮の事故や災害など）	学校にご相談ください。

上記太枠内の事由で申請の方はマイナンバーを申告いただき、所得等を調査し認定審査を行います。

※1 所得審査で否認定となった場合でも、児童扶養手当を受給中の方は認定できますので、児童扶養手当証書の写しを提出してください。

※2 所得審査で否認定となった場合でも、年度途中の収入等の激減、失業、廃業等の家計急変により認定が可能となる場合がありますので、該当される方は、学校にご相談ください。

※3 令和8年1月1日時点で京都市に住民票がない方や住民票があっても他都市で課税されている方は所得調査ができないため、公的機関が発行する次の書類のいずれかをご提出ください。

- ・ 令和8年度 課税証明書（令和8年1月1日時点の住所地の市町村役場等で発行、京都市の場合は【全項目証明】を区役所等で発行、手数料必要）
- ・ 令和8年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 令和8年度 住民税の納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

※4 マイナンバーが確認できる書類を申込時に提示してください。確認後すぐに返却します。

個人番号カードの見本



通知カードの見本



※マイナンバーが確認できる書類が必要な方は、申請者(保護者)1名のみです。

※マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所等で発行された住民票記載事項証明書(マイナンバー付き)を提示してください。

※通知カードは、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

3 所得基準額（表1）の申込理由 ③～⑤の認定）

世帯全員（扶養対象として確認された方及び高校1年生相当以下の方を除く。）の合計所得が＜所得基準額＞と＜加算項目＞の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

（表2）所得基準額

世帯人数	＜所得基準額＞
2人	1,820,200円
3人	2,331,200円
4人	2,792,700円
5人	3,219,200円
6人	3,573,600円
7人以上	1人につき 354,400円加算

（表3）加算項目

下記の事情がある場合は、1項目または1人につき23万円を左表＜所得基準額＞に加算。年齢は令和9年4月1日時点。 <u>認定に加算が必要な場合は、学校から改めて根拠書類の提出を依頼しますので、必ず学校の依頼を受けてからご提出ください。</u>		
（ア）妊婦	→	証明（母子手帳の写し）必要
（イ）産婦（出産後6か月以内）	→	証明（母子手帳の写し）必要
（ウ）高齢者（70歳以上）	→	昭和32年4月1日以前生まれの方
（エ）母子・父子世帯		
（オ）障害のある方	→	証明（手帳の写し等）必要
（身体障害者手帳1～3級、精神障害者手帳1・2級又は療育手帳Aと同程度の方）		
（カ）入院・在宅の長期療養者	→	証明（診断書）必要
（3か月以上治療中の方）		
（キ）22歳未満の子が3人以上	→	平成17年4月2日以後生まれの方
いる世帯（22歳未満の3人目以降1人増すごとに23万円を加算）		

世帯の考え方

●住民票上、世帯分離されている場合でも、実際に同居している方（二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む）は、同一生計として扱います。申込書の「世帯の状況」には、同居している全ての方をご記入ください。単身赴任やその他のご事情で、別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱いますので、「世帯の状況」にご記入ください。

●離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、その事実を確認できる書類の写し（例：離婚調停申立書等の裁判所の書類、離婚について弁護士を依頼していることがわかる証明書等）を、提出いただければ、別居の保護者を別世帯として扱うことができる場合があります。該当する方は、学校へご相談ください。離婚手続き等を確認できる書類がない場合は、同一生計として扱います。

所得基準額及び所得について

●所得基準額は令和8年度のもので、所得基準額等を変更する場合は、京都市教育委員会の就学援助のホームページでお知らせします。

●所得基準額と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。

認定例 （世帯が父・母・小学3年・3才（幼稚園）の4人世帯で母親が妊婦である場合）

＜所得基準額＞
（表2）参照
2,792,700円
（4人世帯）

+

＜加算項目＞
（表3）参照
230,000円
（妊婦による加算）

≥

世帯の合計所得金額が
3,022,700円以下である場合
就学援助を受けることができます。

4 認定について

認定審査は、申込日により審査基準となる年間所得が異なります。

今回の申請は、新入学学用品費の入学前支給及び令和9年4月1日～令和9年6月30日までの認定について審査します。7月以降の認定は、令和9年6月に改めて「令和8年所得」で審査します。

認定期間は次のとおりです。

申込日	審査基準となる 世帯の年間所得	認定期間
入学前から 5 月 15 日	令和 7 年所得	令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
5 月 16 日から 6 月 30 日		申込月の 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
7 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	令和 8 年所得	申込月の 1 日～令和 10 年 6 月 30 日

※ 申込日は、土日祝日等学校休業日を除きます。

5 就学援助の内容

支給内容は令和 8 年度のもので変わる場合があります。支給時期はあくまで目安で、申請時期により対象とならない場合や支給が遅れる場合があります。

(表 4)

支給内容		支給金額 (小学校)	支給金額 (中学校)	支給時期
①学用品費・通学用品費・ 校外活動費(遠足等の交通費 と見学料)【注 1】	(前期)	1 年 6,670 円 2～6 年 7,805 円	1 年 12,530 円 2,3 年 13,665 円	7 月頃から随時
	(後期)	同上	同上	12 月頃から随時
②校外活動費 (花背山の家等の宿泊を伴うもの)		実費 (一部対象外経費あり)		9 月頃から随時
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 (ただし、小・中で種類や金額に制限あり)		11 月頃から随時
④新入学学用品費 (入学前及び 4 月認定の新 1 年生のみ)		64,300 円	81,000 円	(入学前申込) 3 月上旬～中旬 (入学後申込) 5 月頃から随時
⑤学校給食費		小学校：給食無償化により保護者負担はありません。 中学校：京都市から直接給食実施業者等に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります		実費 (限度額あり)		年 3 回
⑦修学旅行費 【注 2】		22,690 円以内	57,910 円以内	9 月頃から随時
⑧医療援助費		<対象疾病> むし歯(中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象のため保護者負担なし)、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿疱疹及び寄生虫病 <u>受診時に学校が発行する「医療券(病気治療のおすすめ券)」を医療機関に提出。京都市から医療機関へ直接医療費を支払うため、保護者負担はありません。受診の際には事前に必ず学校へ連絡してください。</u>		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除(京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います)		
⑩学校生活管理指導表(食物アレルギー用)等作成費 【注 3】		小学校のみ実費(上限 3,300 円)		9 月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費(上限 11,000 円)	実費(上限 10,000 円)	3 月頃から随時

【注 1】生活保護(教育扶助)を受給中の方は①のうち、校外活動費(小 1,710 円、中 2,330 円 12 月頃から随時交付)及び⑦～⑨が対象です。

【注 2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合 60,910 円以内となります。

【注 3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。

検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

※ 学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。

注意事項：世帯に変更があった際は、必ず学校の就学援助担当者にご連絡ください

就学援助の申請中もしくは認定後に、世帯変更（※）があった場合は、必ず速やかに学校に申し出てください。（※申込書の「世帯の状況」に氏名を書かれた方の結婚・離婚・別居や、「世帯の状況」に氏名が書かれていない方との同居 等）

よくある質問

Q 1. 入学前に就学援助の申込みをしましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？

A 1. 入学前に申込みをされた場合は、入学後の申込みは必要ありません。ただし、申込みをされた時の世帯状況と変更がある場合は学校にご連絡ください。

Q 2. 小学5年生の姉がすでに就学援助を受けていますが、新1年生の弟の申込みは必要ですか？

A 2. 必要です。申込書は、1人につき1枚必要になりますので、別途申込みをお願いします。

Q 3. なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？

A 3. マイナンバーを活用することで所得金額等を確認することができ証明書の提出が不要となるためです。

なお、一度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得確認が必要な方（満16歳以上の方）が増えない限り、申告書の再提出は不要です。

Q 4. 二世帯住宅に居住している祖父母（親族）がいますが、世帯分離しています。祖父母（親族）も世帯に含める必要がありますか？

A 4. 世帯分離をしていても、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住していれば、基本的に同一世帯と考えます。

ただし、光熱水費の契約が別であれば、別世帯として扱うことができる場合がありますので、学校へご相談ください。

Q 5. マイナンバーが確認できる書類は世帯全員分を準備する必要がありますか？

A 5. マイナンバーが確認できる書類が必要な方は申請者（保護者）1名のみです。申請者以外のマイナンバーは、申請者が、記載誤り等がないかを確認してください。

Q 6. 令和7年所得は所得基準額を超えていますが、令和8年所得は基準額以内になりそうです。新入学学用品費は支給されますか？

A 6. 令和7年所得が所得基準額を超える場合は、新入学学用品費は支給できません。
ただし、令和7年所得が所得基準額を超えていても令和8年に家計急変した世帯は認定できる場合がありますので、学校へご相談ください。

Q 7. 私は配偶者特別控除の対象になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？

A 7. 配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Q 8. 収入が激減しています。就学援助を受けることはできますか？

A 8. 減収した収入状況のわかるものを提出いただくことで家計急変の臨時措置により認定できる場合がありますので、学校へご相談ください。

Q 9. 他の保護者や子どもの友達に、知られたくありません。

A 9. 申請をしたことはもちろん、認定や受給について他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

○制度概要について

京 都 い つ で も コ ー ル

（電話 ^{みなここ} 661-3755）（FAX ^{こようはここ} 661-5855）

年中無休 朝8時～夜9時 おかけ間違いにご注意ください。

○申込みに関する個別相談

入学予定の市立小学校までご相談ください。

就学援助申込書（入学前新規）

様式A

学校番号		
記入日	年	月 日

※太枠内のみ記入してください（網掛け部分は学校が記入）。

京都市教育長 宛 私は裏面の委任状及び同意書の内容に同意し、次のとおり就学援助を申し込みます。				日中連絡先の電話番号		- -		
申請者 (保護者)	住所	(〒 -) 市 区						
	フリガナ		氏名		申込みの理由(該当する番号に○) 1 生活保護の受給(教育扶助受給) ※生活保護を受給の方は、入学後に申込みください。 2 生活保護の受給(教育扶助非受給) 3 生活保護の停止又は廃止 4 児童扶養手当の受給 5 経済的に就学困難な状態 6 その他特別な事情がある			
	氏名		氏名					
児童との続柄		申請した保護者の配偶者の状況	☐ あり (☐ 同居・ ☐ 別居) ☐ なし					

世帯の状況 ※必ず令和9年度「就学援助制度のお知らせ(入学前新規)」を確認のうえ、ご記入ください
住民票上、世帯分離されている場合でも、実際に同居している(二世帯住宅や、住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む)全ての方をご記入ください。
単身赴任やその他のご事情で、別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は同一生計として扱いますので、世帯の状況にご記入ください。
離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、その事実を確認できる書類の写しを提出いただければ、別居の保護者を別世帯として扱うことができる場合がありますので、学校までご相談ください。確認できる書類がない場合は、同一生計として扱います。

児童からみた続柄		氏 名		生年月日		職業・学校名等 (入学予定校) 学校		学校記入欄					
								公的証明書	マイナンバー	扶養該当 7年 8年	高1相当以下 H23.4.2以後生まれ	所得金額	
1	児童本人	フリガナ	氏名	☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
2	申請者	フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
3		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
4		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
5		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
6		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
7		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									
8		フリガナ	氏名	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦									
				年 月 日									

※記入欄が足りないときは、2枚目以降に続きを記入してください(2枚目以降は世帯の状況欄の記入のみで可)。				世帯の合計所得金額			
基準額加算項目(認定理由5で、加算が必要な場合)				加算項目数	世帯の所得基準額 ①		
ア 妊婦					2人	1,820,200円	3人 2,331,200円
イ 産婦(出産後6か月以内)					4人	2,792,700円	5人 3,219,200円
ウ 高齢者(70歳以上)(昭和32年4月1日以前生まれの方)					6人	3,573,600円	7人以上(円)
エ 母子・父子世帯					加算額合計 ② (加算項目数合計×230,000円)		
オ 障害のある方(身体障害者手帳1～3級、精神障害者手帳1・2級、療育手帳Aと同程度)					円		
カ 長期療養者(入院又は在宅で3か月以上治療中)					円		
キ 22歳未満の者が3人以上(平成17年4月2日以後生まれの方)					円		
※ 22歳未満の人数から2を引く				合計	円		

申込日(準要保護の場合記入)	令和 年 月 日	調査票提出日	令和 年 月 日	取消日	令和 年 月 日	世帯人数	人
(認定1) 4月～6月 要保護・準要保護児童の 認定 ・ 否認定 を決定する。 認定理由番号 認定日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日 学校長 教頭 担当者		(認定2) 7月～翌年6月 要保護・準要保護児童の 認定 ・ 否認定 を決定する。 認定理由番号 認定日 令和 年 月 日 決定日 令和 年 月 日 学校長 教頭 担当者		備考 就学援助の個人番号 100 ※ 就学援助の8桁の個人番号を記入してください。			

※裏面も必ず記入してください。

委任状 及び 同意書

私は、京都市立_____学校長を代理人として、下記の1を委任し、2～7について同意します。
(他の京都市立学校へ転校・中学校へ進学した場合は、転校(進学)先の学校長を代理人とします。)

記

- 1 就学援助費の請求、受領、物品購入等に係る代金の支払い及び返納に関すること
 - 2 上記事項のうち、学校給食費（中学校に限る）及び医療援助費の請求、受領及び返納については、給食実施業者及び医療機関へ再委任すること
 - 3 申込書に振込口座の記入がない場合又は学校長が必要と判断した場合に就学援助費を学校口座へ振り込み、学校から交付すること
 - 4 学校預り金に未納がある場合、就学援助費を学校口座へ振り込み、未納分に充てること
 - 5 就学援助費の返納の必要がある場合、振込先口座から引き落とすこと
 - 6 申込書の記載内容が事実と異なる場合には、就学援助費を認定当初に遡って返納すること
 - 7 就学援助の認定審査及び受給資格の有無の確認のため、京都市教育委員会及び学校長が、住民基本台帳や生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況、世帯員の所得状況、他都市での就学援助費の支給状況等について、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、調査すること
- ※7の世帯員の所得状況の調査について、世帯員の中に同意されない方がいる場合は以下にチェックするとともに、次のいずれかの証明書類を提出してください。
- ☐ 税情報の調査は行わず、証明書類を添付する。
- <証明書類>
- ・課税証明書（全項目証明）
 - ・特別徴収税額の決定・変更通知書
 - ・住民税の納税通知書

※ 学校給食費（中学校に限る）及び医療援助費については、京都市から給食実施業者、医療機関等に直接支払いますので、保護者負担はありません。

【振込口座についての注意事項】

就学援助の振込口座は、「学校預り金(※)登録口座」と同一の金融機関口座の記入をお願いしています。つきましては、入学する学校が指定する金融機関を確認いただき、学校の「学校預り金登録口座」と同一金融機関（以下の金融機関のいずれか）の口座を記入してください。
同一金融機関において口座をお持ちでない場合は、お手数ですが、新たに口座の開設をお願いします。

※学校預り金とは、学校で使用する学用品・修学旅行費等に充てるため、学校が保護者からお預かりする現金のことです。

就学援助費の振込口座を記入してください。

京都銀行										京都中央信用金庫			京都信用金庫		
銀行コード				金融機関名				支店コード 店番			支店名				
				☐ 銀行 ☐ 信用金庫							☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所				
口座種別		口座番号						口座名義人(カナ)							
普通															

学校記入欄 ※記入不要

(継続の場合)

前回申請時の申込書の「世帯の状況」を確認のうえ、変更の有無について右記いずれかに☑
※ 要保護・準要保護問わず、継続の場合は必ず確認してください。

☐ 変更あり (☐ 増員 ☐ 減員) ☐ 変更 なし

就学援助に係るマイナンバー申告書（入学前新規）

児童本人	児童氏名		学 校 名	生年月日
	(フリガナ)		学校	平成・令和 . .
	住 所			

※ 令和8年1月1日時点で京都市に住民票がない方や、住民票があっても勤務地等の関係から他都市で課税されている方は、所得調査ができないため、公的機関が発行する次の書類のいずれかをご提出ください。

- ・ 令和8年度課税証明書(令和8年1月1日時点の住所地の市町村役場等で発行、
京都市の場合は【全項目証明】を区役所等で発行、手数料必要)
- ・ 令和8年度特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 令和8年度住民税の納税通知書（自営業の方。市町村から6月頃に送付）

収入の有無に関わらず、申込書の「世帯の状況」欄に記入された方のうち、 平成23年4月1日以前に生まれた同一世帯の方全員(扶養対象として確認された方を除く)をご記入ください。												
同意書	氏 名	生年月日	マイナンバー（12けた）									
就学援助 の受給資 格の有無 について 京都市教 育委員会 が、私の 所得金額 等を調査 すること に同意し 右のとおり記入 します。		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										
		☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 . .										

<学校記入欄> 必ず記載してください。			
学校番号（5桁）	申込書学校受付日	年	月 日
認定期間に応じた所得を送付します。			

就学援助制度のお知らせ

～「新入学学用品費」の入学前支給について～

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費等を援助する「就学援助制度」を設けています。認定には審査があり、下表の所得基準額と令和7年の世帯の合計所得額を比較し、所得基準額以下の場合は認定し、入学前に「新入学学用品費」を支給します。

なお、入学後も申請はできますが、「新入学学用品費」の支給は5月以降になります。

申請書類は、市立小学校で配布します。また、京都市教育委員会の就学援助のホームページからも印刷できます。なお、就学援助の振込口座は、「学校預り金(※)登録口座」と同一の口座をお願いしています。申請される方は、入学する学校が指定する金融機関を学校に確認のうえ、**令和8年11月17日(火)までに入学予定の学校に申請書類をご持参ください。**

※学校預り金とは、学校で使用する学用品・修学旅行費等に充てるため、学校が保護者からお預かりする現金のことです。

新入学学用品費

- ・支給額 64,300円（令和8年度の支給額）
- ・支給日 令和9年3月上旬～中旬（予定）



詳細はこちら

< 通常の所得審査 >

所得基準額						単位(円)
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増すごとに
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算

※所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照ください。

※世帯人数とは、申請者と同一生計にある方の人数を指し、住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居している（二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む）全ての方を含みます。また、単身赴任やその他のご事情で別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱い世帯人数に含みます。ただし、二世帯住宅の方や離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、別途依頼する書類の提出があれば、別世帯として扱うことができる場合があります。該当の方は学校へご相談ください。

※所得基準額は令和8年度のもので、変更する場合は、就学援助のホームページでお知らせします。

次の①、②に該当する可能性がある方は、「新入学学用品費」が対象外となるため、入学前の申請を行わないでください。受給された場合は、返金していただくことになります。

- ①他の制度により、同趣旨の支給を受けられる方(生活保護制度による入学準備金、里親の方や母子生活支援施設における入進学支度金など)
- ②私立・国立・総合支援学校等への入学や他都市転出等により、京都市立小学校に入学されない方

< 家計急変世帯への臨時措置 >

通常の審査で否認定の場合でも、様々なご事情で令和8年の収入が急激に減少した世帯は、認定できる場合があります。家計急変を申請される方は、入学予定の市立小学校に相談し、令和8年11月17日(火)までに、就学援助の申請書類に家計急変の確認書類を添付し、ご提出ください。なお、家計急変の書類に不備がある場合や提出が遅れる場合は、入学前に支給できない場合がありますので、ご了承ください。

援助内容等は裏面をご覧ください。

●就学援助の内容（支給時期はあくまで目安です。申込時期により支給対象とならない費目や支給が遅れる場合があります。）

※支給内容及び支給金額は令和8年度のもので、変わる場合があります。

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・ 校外活動費（遠足等の交通費 と見学料）【注1】	（前期）	1年 6,670円 2～6年 7,805円	1年 12,530円 2,3年 13,665円	7月頃から随時
	（後期）	同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費 （花背山の家等の宿泊を伴うもの）		実費（一部対象外経費あり）		9月頃から随時
③体育実技用具費 （スキー・スケート・剣道・柔道）		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 （ただし、小・中で種類や金額に制限あり）		11月頃から随時
④新入学学用品費 （入学前及び4月認定の新1年生のみ）		64,300円	81,000円	（入学前申込） 3月上旬～中旬 （入学後申込） 5月頃から随時
⑤学校給食費		小学校：給食無償化により保護者負担はありません。 中学校：京都市から直接給食実施業者等に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり）		年3回
⑦修学旅行費 【注2】		22,690円以内	57,910円以内	9月頃から随時
⑧医療援助費		＜対象疾病＞むし歯（中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象のため保護者負担なし）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹及び寄生虫病 受診時に学校が発行する「医療券（病気治療のすすめ券）」を医療機関に提出。京都市から医療機関へ直接医療費を支払うため、保護者負担はありません。受診の際は事前に必ず学校へ連絡してください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費 【注3】		小学校のみ実費（上限3,300円）		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限11,000円）	実費（上限10,000円）	3月頃から随時

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小1,710円、中2,330円 12月頃から随時交付）及び⑦～⑨が対象です。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,910円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

＜令和8年度＞家計急変の審査方法（臨時措置）

- 令和8年1月以降で、連続する3か月分の給与明細の写しや事業収入に係る帳簿の写し等、収入状況のわかるものをすべてご提出いただきます（原則、収入のある方全員）。
- 提出書類により世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定します。
- 失業・廃業等の場合、無収入の月は所得を「0」として、計算します。

※ 申請される場合は、「申請書」のほか、所得の状況に応じて「収入申立書」・「無職・無収入申立書」等の書類の記入及び確認書類等の提出が必要です。該当する方は、学校にお申し出ください。